

平成26年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月14日（金）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	山本晃広
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村政則
下水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	田中茂樹	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村星彦
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局長	山本晃広
選挙管理 委員会委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局長	田中義喜

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中 義喜  
主 査 吉田 聖

事務局次長 畠山 正子

---

## 議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 議案第 1 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 4 議案第 2 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第 3 号 六戸町民バス中央待合所設置条例案
- 日程第 6 議案第 4 号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 7 議案第 5 号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6 号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 7 号 六戸町地域包括支援センター設置条例案
- 日程第 10 議案第 8 号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
- 日程第 11 議案第 9 号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 10 号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案
- 日程第 13 議案第 11 号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 14 議案第 27 号 六戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 議員提出議案第 1 号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める意見書提出について
- 日程第 16 議員提出議案第 2 号 「介護保険制度改革」の中止を求める意見書提出について
- 日程第 17 各常任委員会所管事項調査付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

会議録署名議員の氏名

7番 河野 豊

8番 円子 徳通

## 会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時04分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席要求したもの及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成26年度予算関係議案第19号から第26号までの8件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、円子議員。

予算特別委員長（円子徳通君）

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、予算特別委員会に付託されました平成26年度予算関係の議案第19号 平成26年度六戸町一般会計予算、議案第20号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成26年度六戸町霊園事業特別会計予算を、去る3月12日、13日の2日間、予算特別委員会を開催し、

審査いたしました。その結果はいずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第19号から議案第26号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成26年度六戸町一般会計予算、議案第20号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第22号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成26年度六戸町霊園事業特別会計予算、以上8件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計

画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

それでは、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成26年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を次ページの別紙のとおり変更するものであります。全体では前年度比較50万8,000円減の701万円、また、当町の負担額は前年度より1万1,000円減の11万4,000円となっております。

以上で、議案第1号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第2号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第2号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

7ページをごらんください。別紙新旧対照表もごらんください。

本案は、平成24年10月9日付青森県人事委員会の勧告を考慮し、55歳を超える職員の昇給についてこれまでの昇給の抑制を昇給停止に改めるため改正するものであります。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日とするものであります。

以上で、議案第2号の説明といたします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第3号 六戸町民バス中央待合所設置条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ( 下田正幸君 )

それでは、議案第3号 六戸町民バス中央待合所設置条例案についてご説明いたします。

9ページをごらんください。

本案は、六戸町民バス中央待合所を新たに設置するため制定するものであります。

第1条は、目的について。

第2条は、名称、位置について。名称を六戸町民バス中央待合所に、位置を六戸町大字犬落瀬字後田19番地1とし、第3条は管理についてそれぞれ定めるものであります。

附則として、公布の日から施行するものであります。

以上で、第3号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町民バス中央待合所設置条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第4号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第4号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明申し上げます。

この条例は消費税法等の改正に伴い、関係する条例を改正するものであります。

説明補足資料2ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案の12ページをお開きください。

最初に、第1条ですが、六戸町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例で、第2条第2項の使用料の額に係る条項及び別表第1中の、100分の105を100分の108に改めるものです。

第7条は、委任に関する条項を追加するものであります。

第2条は、六戸町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例であり、別表中の金額欄の数値について消費税率上昇分を考慮した金額にそれぞれ改めるものであります。

第3条は、六戸町下水道条例の一部を改正する条例で、第16条の使用料の算定方法の条項中、100分の105を100分の108に改めるものです。

第4条は、六戸町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例で、現行消費税について内税表示となっている別表を改正し、外税課税方式に改めるものであります。それに伴い、字句の整合性等を図っております。

附則についてですが、第1項は施行期日について、第2項及び第3項は経過措置について定めるものであります。

以上で、議案第4号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第5号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 ( 川村政則君 )

議案第5号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書16ページをごらんください。

今回の改正は、六戸町子ども・子育て支援会議条例が平成25年9月に制定されたことに伴い、改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年9月13日から適用するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第6号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

議案第6号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書18ページをごらんください。

今回の改正は、子供に関する医療費の一部を助成する期間を3年間延長するため改正するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第7号 六戸町地域包括支援センター設置条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

議案第7号 六戸町地域包括支援センター設置条例案についてご説明いたします。

議案書20ページをごらんください。

本条例案は全7条から成るものです。

内容については、六戸町地域包括支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

第1条は、趣旨です。

第2条は、設置についてです。

第3条は、名称、六戸町地域包括支援センター。位置は六戸町大字犬落瀬字後田19番地1です。

第4条は、業務についてです。

第5条は、利用対象者についてです。

第6条は、休業日及び利用時間についてです。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

10番、山本君。

10番（山本 実君）

おはようございます。

六戸町地域包括支援センター、第3条の名称及び位置について、提案でありますけれども、何と申しますか、サブネームといったらいいんでしょうか、補足の呼び名というふうに申し上げたらよろしいのでしょうか、もう少し親しみやすい名称にするべきではないのかなというふうに思っております。六戸包括支援センター、例えばですよ、おじいちゃんとおばあちゃんとかいうような、我々がふだん使いなれている言葉を町民の方々から募集をするとか、または小学生の子供から募集をするとか、そういうふうな考え方があるのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

名称について、親しみを持つ名称を考えたらどうかというお話でございますが、当初そういうことも考えたらいかがかなというふうには思いました。ただ、昨今それぞれの自治体等のいろんな方々からお話を聞いていますと、それぞれ親しみを持つというつもりでいろんな名前をつけられたと思います。逆に今は住民の人が何の施設なのかわからないというふうに言われる言葉も出るようになったんだそうでございます。ですから、特にこの場合は主に包括支援を行うための事務及びそれに付帯したことが行われる場所でございますので、一番明らかな形が理想であろうということで、難しいというよりも包括支援のための施設でございますから、そのままダイレクトにその名前のほうが一番いいだろうというふうに私が判断いたしました。

ニックネームというのはどなたかが、あそここのところでこういう場所だからというので、ふだん呼ぶようになったらそれは皆さんが短くなり何なり語るというようなことがあれば、会話の中で使う分にはいいのかと思いますが、役所としてはこの事業が間違いなく包括支援のための施設でございますので、そのほうが的確でかえって聞かれた場合においても一番わかりやすいのではないのかということでこういうふうにいたしましたので、あえて役所のほうではそういうニックネーム的な意味合いは、この条例とかそういうところには明記しないでそのままダイレクトにやろうということになりましたので、ご理解賜りたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

10番（山本 実君）

よろしいです。

議 長（苫米地繁雄君）

質疑ありませんか、ほかに。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町地域包括支援センター設置条例案は、原案のとおり可決いた

しました。

次に、日程第10 議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案についてご説明いたします。

議案書24ページをごらんください。

本条例案は全33条から成るものです。

内容については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準、指定介護予防支援事業者の支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が条例委任されるため、平成26年4月1日施行に向けて制定するものです。

第1章は、総則です。

第2章は、指定介護予防支援の事業の基本方針についてです。

第3章は、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準についてです。

第4章は、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準についてです。

第5章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてです。

第6章は、基準該当介護予防支援の事業に関する基準についてです。

附則につきましては、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第9号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 ( 川村政則君 )

議案第9号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書62ページをごらんください。

本条例案は、平成25年6月14日、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、平成26年4月1日施行に向けて制定するものです。

附則につきましては、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第10号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村政則君）

議案第10号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案についてご説明いたします。

議案書64ページをごらんください。

内容については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準が条例委任されるため、平成26年4月1日施行に向けて制定するものです。

第1条は、趣旨です。

第2条は、定義です。

第3条は、包括的支援事業の基本方針についてです。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数についてです。

第5条は、適切、公正かつ中立な運営の確保についてです。

附則といたしまして、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第11号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(下田正幸君)

それでは、議案第11号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案書の70ページをごらんください。別紙新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月3日に施行されたことに伴い改正するものであります。

その内容といたしまして、第1条では、六戸町ひとり親家庭等医療給付条例について、第

2条では、六戸町営住宅管理条例について、それぞれの条文の整備を行うものであります。  
附則として、公布の日から施行し、適用を平成26年1月3日からとするものであります。  
以上で、議案第11号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより議案第11号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第11号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第14 議案第27号 六戸町教育委員会委員の任命についてを議題といたしま

す。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

議 長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

教育委員の任命ということなのですが、この中で名前はわかるんですけども、委員の経歴とか、できればそういった資料があれば私は非常にわかりやすいと思うので、その中でこの教育委員としての抱負とか述べられておればなおよろしいかと思っておりますので、その提案をしたいと思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

回答を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

詳細がわかればということではありますが、いろんな委員の立場の中で、実際の履歴的な意味合いということばかりじゃなく願いのケースがたくさんございます。個人的な意味の中でこうやっているから選んでいるということもありませんので、例えば教育委員ですと、女性をできるだけ入れるようにとか、地域的なところに公平・平等的な判断をなさいますとか、それから今子供をお持ちの、以前でしたらそれなりの人というのを願ひしてという時代はあったわけですが、今は子供を持っている親御さんだとかそういうようなことを検討しながら入れなさいということになりますので、経歴という部分は一応私どもはどういう人かというのは調べますが、教育に全く無関心であったり、そういうふうであればこの教育委員の場合は困りますけれども、関係者に、教師だったり、校長だったり、教育委員長だったり、他自治体でございまして、いらっしやって、その中にいながらかつ子供の親であるということ等がありまして、いかがかなというふうに考えました。

ですから、具体的にいろんな委員をその都度都度経歴を出すということになりますと、他

の条例で定まっている方々も出していい場合とそうでない場合がございますので、今全部そういうふうにいたしますというようなことは申し上げるのはいかがかなというふうに思っております。

状況に応じては、お示しするべきだろうとは思っておりますが、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

町長の言っていることもわかりますが、従来はそういう形でやってきたということで、それは理解できるんですけども、特に最近教育改革とかいろんなことが報道されておまして、やはりそこは少し踏み込んで、これから教育委員だけでもいいんですよね、ほかのほうにまで広げる必要は私はないと思います。

ただ、名前だけで、やはり委員会5人の中のメンバーになるわけですので、皆がわかると、やはり透明性が私はあるべきだと思いますので、これからまず前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

委員ですとかいろんなお立場の方、昨今は非常に公のお役目をお願いしたいという話をしても非常に難しい時代になっております。それら他の委員会もありますので、その状況を見ながら今、ご要望ありましたことを踏まえながら検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15 議員提出議案第1号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君外4名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ( 苫米地繁雄君 )

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、国家公安委員長、警察庁長官に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第16 議員提出議案第2号 「介護保険制度改革」の中止を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は、6番、川村重光君外4名からの議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号「介護保険制度改革」の中止を求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第17 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび総務常任委員会委員長円子徳通君、産業民生常任委員会委員長川村重光君から所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は平成26年3月議会定例会終了後から平成27年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前10時45分）